

判例研究

過失犯を処罰する場合

——海水油濁防止法五条一項、三六条——

(東京高裁昭和五四年九月二〇日判決高刑集三三卷二号一七九頁)

刑事判例研究会

中 森 喜 彦

【事実の概要】

被告人は、タンカーの三等機関士であるが、昭和四六年一二月一日京浜港川崎区の港域外で燃料油の補給作業中、過失により、燃料油少なくとも約二・五キロリットル以上を海面に流出させ、もって本邦の海岸の基線から五十海里以内の海域において油を排出し、船舶の油による海水の汚濁の防止に関する法律(昭四二法一二七、海水油濁防止法)五条一項、三六条にあたるものとして起訴された。五条一項は右の如き行為の禁止規定、三六条はこれに対する刑罰規定(三月以下の懲役又は十万円以下の罰金)であったが、過失犯をも処罰する趣旨は明示されていなかった。そこで一審裁判所は、右条項は過失犯を処罰しない趣旨であると解し、起訴状に記載された事実が真実であっても何らの罪となるべき事実を包含していないとして、決定により公訴を棄却した。これに対して検察官から即時抗告が申

し立てられ、東京高裁は、右条項が過失犯を処罰しない趣旨であることが口頭弁論を経ることを要しないほど明白であるとはいえないとして、原決定を取り消し事件を原裁判所に差し戻した（東京高決昭五二・五・九高刑集三〇・二・二二〇）。この東京高裁の決定については、被告人側からの特別抗告、棄却という経緯を辿ったようであるが、差し戻第一審で有罪とされ、弁護人が控訴して本判決に至ったものである。

【判旨】

海水油濁防止法五条一項は、その適用が除外される場合について定めた同法七条一項二号をみれば、「いわば不可抗力的事由を原因とする場合を除くもの、およそ油が船体から離れ海上海中に滞留するという物理的状态の発生することを結果自体として一切禁止するものであって、その原因の如何を問わない法意であることが明らかであり、……『排出』の原因が人の行為にある場合に、その故意・過失の如何を問わないことをも含むものであり、右五条一項にいう『排出』にことさらに人の過失に基づくものが含まれないと解すべきいわれはない。」

「五条の法意が前記のごときものであることにかんがみれば、これと相まって一個の刑罰規定を構成する三六条は、その文理上、故意による油の排出に限らず、過失による油の排出をも処罰対象として含むものと解する余地がある。かような文理上の可能性があるときは、過失犯の処罰をも明記する文言が条文中に用いられていない場合であっても、当該法令全体の立法の趣旨目的及び関連法条との関連から特定の罰則規定が明らかに過失犯をも処罰する趣旨であると解されるかぎり、これをもって刑法三八条一項にいう『特別の規定』にあたるものとして差支えなく、右のような明記文言の欠如の故に直ちに、故意犯のみを処罰する規定であると解さなければならぬものではない。」海水油濁

防止法制定の基礎となった「一九五四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約」は、その文言上、原因の如何を問わずおよそ油の排出という物理的事実そのものを禁ずる趣旨であると解されること、本法の審議・制定の過程において、本法が過失行為をも処罰対象とし、かつ、その趣旨が関連規定上明らかであって、ことさら明文の規定をおくまでもないとする立案当局の見解が明示されており、各関連法条がなんらの修正もなく可決されたこと、問題の行政違反状態がむしろ過失によって生ずることが多いような類のものである場合には、故意犯のみを処罰するのでは立法目的を実現するに実効を期しがたいものがあり、本件事例はこの場合にあたることなどからすれば、「五条一項、三六条により一体として構成される刑罰規定は、その内容自体において過失犯をも処罰する法意であることが同法の関連規定上明らかであり、かつ、こう解釈することが立法目的の実現にも資するものと解せられる。」

【研究】

本判決は、右のように、船舶からの油の排出を禁じた海水油濁防止法違反について、明文規定がない過失犯の処罰を肯定したものである。同種の事案については、本判決以前に、鹿児島簡判昭四六・一〇・二一刑月三・一〇・一四〇五、その控訴審判決である福岡高判昭四七・三・三〇刑月四・三・四七八(確定)が公刊物上知られている。鹿児島簡裁判決は、この法律には過失犯をも処罰する旨の特別の規定は存しないとして無罪の言渡しをしたものであるが、福岡高裁はこれを破棄・自判して、有罪としている。従って、高裁の段階では、海水油濁防止法五条一項、三六条が過失犯の処罰をも含む趣旨であるという解釈が一致して示されている、ということが出来る。もっとも海水油濁防止法自体は、すでに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭四五法一三六)の制定とともに廃止されており、新

法には過失による油の排出をも処罰する旨の明文がおかれている（五五一条一項）ので、解釈問題としては、本件はもはや意義を失っている。なお、本件行為は新法制定後に行われたものであったため（関連条項の施行は昭四七・六・二五、施行前の行為に対する罰則の適用については従前の例によるものとされた——附則八条）、弁護人は、明文のない海水油濁防止法は過失犯を処罰しない趣旨であると主張したが、本判決は、前記の解釈に基いて、新法の規定は確認的なものであると解し、これを斥けている。

いわゆる行政犯の場合、明文規定がなくとも限定的に過失犯の処罰が許される、という見解は、判例・学説上一般的であり、本判決もその一つの現われにすぎない、といえるかも知れない。しかし、具体的事案について明文なき過失犯の処罰が認められた例は、公刊物においてみる限り、必ずしも多くはない。また、過失処罰をどの範囲において認めるかについても、種々の見解がある。そこで以下では、これまでの判例・学説を概観した上で、本判決がどのように評価されるべきであるか、検討することとする。

判例は、刑法三八条一項但書にいう「特別の規定」とは過失犯処罰の明文規定がある場合に限らず、その趣旨を認めうる場合を含む、と解する点でほぼ一貫しているといえる。しかし、どのような事情を根拠にこの「趣旨」を認めるかについては、動搖・変遷がみられるのである。大審院時代には、取締・立法目的達成の必要に基いて過失犯処罰を肯定した判例がいくつもある一方（大判大二・一一・五刑録一九・一一二一——缶詰製造に鉛含有合金使用、大判大一一・六・二四刑集一・三五四——新聞への禁止事項掲載、大判大一一・一一・二八刑集一・七〇九——禁止区域での狩猟、大決昭一二・三・三一刑集一六・四四七——要塞地帯内での禁止された写真撮影）、条文・規定からその趣旨が認められなければならないとして形式的根拠を要求し、関連条項が過失犯を含むことを否定した判例が、数

の上ではむしろ多かったのである(大判大三・一二・二四刑録二〇・二六一五——禁止区域での漁獲、大判大五・六・八刑録二二・九一九——肥料に虚偽の保証票添付、大判大五・六・一五刑録二二・九七七——防腐剤入清酒の販売、大判大五・六・一五刑録二二・九九二——不正確な秤の使用、大判大五・一〇・一三刑録二二・一五七七——無免許での劇物販売、大判大六・四・二一刑録二三・四〇四——伝染病の届出懈怠、大判大七・五・一七刑録二四・五九三——鉛を溶出する食器の販売、大判大九・五・四刑録二六・三二九——異物の混入した清涼飲料水販売)(もつとも、積極判例である前記大判大一・六・二四は、形式的根拠をもその理由に掲げている)。しかし、戦前の判例の流れは、後者から前者への方向にあったといつてよいであろう(異見、福田・注釈刑法(2)のII・三〇三頁)。

戦後最高裁は、周知のように、外国人登録令の登録証明書不携帯罪(最決昭二八・三・五刑集七・三・五〇六)および古物営業法の記帳義務違反(最判昭三七・五・四刑集一六・五・五一〇)について、明文がない場合の過失犯処罰を認めている。しかし最高裁は、いずれの場合にも、その理由づけとして「取締る事柄の本質に鑑み」当該規定が過失犯をも含む、と述べているにすぎない。「事柄の本質」が何を意味するのかは全く明らかでない。大審院の下で重視された「取締りの必要」とこれとの関係は明らかでない一方、右の事例はいずれも過失不作為犯、いわゆる忘却犯である点に特色がある。最高裁は、その後この種の問題について判断を下していない(もつとも、過失犯処罰規定のない道交法上の個別的な義務違反罪の過失犯について、明文はあるが包括的な過失安全運転義務違反罪の成立を認めた例がある——最判昭四八・四・一九刑集二七・三・三九九)ので、判例の姿を明らかにするには、その後の下級審判例の動向を見ることが有益であろう。これについて結論を先に述べれば、下級審において明文なく過失犯の処罰が認められた事例は、ほとんど最高裁におけると同様の過失不作為犯に限られており、しかも、これを更に限定しよ

うとしている例もいくつか見られるのである。従って、その後の下級審判例は、この点での処罰の拡大に決して積極的ではなく、最高裁判例のいわば必然的帰結の範囲内に止まっている、ということができよう。肯定的な判決としては、まず、外国人登録法における登録証明書不携帯罪に関する、東京高判昭四〇・一・二九下刑集七・一・三六、高松高判昭四四・三・二八刑月一・三・二二一がある。前者は、この種の違反行為は過失による場合がきわめて多く、これをも処罰しなければ取締りの実効を期しえない、立法に際しても当然このことは考慮に入れられていたと見なければならぬ、という事情が最高裁のいう「取締る事柄の本質に鑑み」の意味である、と述べている点に注意をひく。一方後者は、過失犯が故意犯と同様に処罰されることになることを根拠に、「法規遵守の精神が普段から欠けているためにか、あるいは、外国人であれば誰でも携帯していることが当然予期されるのに、これを忘れたというような場合で、その過失が極めて明らかなきに該当するもの」に明文なき過失犯の処罰を限定し、当該事案における可罰的違法性を否定したものである（なお、同罪も故意を必要とするが、客観的に不携帯の事実があれば故意は推定されるとしたものとして、東京高判昭二九・一〇・二判時四一・二五）。つぎに、道路交通取締法における運転免許証不携帯罪（昭和三五年道交法制定時に過失犯の明文規定がおかれた）については、広島高岡山支判昭三〇・六・二一裁判二・一八・九〇五、東京高判昭三四・六・一六高刑集一二・四・六三五があった。さらに、自賠法における保険標章・保険証明書の不表示・不備付罪については、宮地簡判昭三九・一・一七下刑集六・一・三〇、札幌簡判昭五二・五・六刑月九・五〳六・三六一がある。もっとも、このうち前者は運行開始時に過失がある場合に処罰を限定しており、他方、同種の事案におよそ過失処罰を否定した判決もある（車両法、自賠法の車検証、保険証明書の備付について、札幌地室蘭支判昭四三・一・一三判時五二四・八五）。また、最高裁におけるもう一つの事例である記帳義務違反

反については、宅建業法違反に関する名古屋高判昭四四・一〇・二九刑月一・一〇・九八五がある。これに対して、最高裁におけるとは異質の事案に関する積極的判決としては、銃猟禁止区域であることの認識を欠いた狩猟法違反に関する、東京高判昭三五・五・二四高刑集一三・四・三三五頁があるだけである。この判決は、前出の大審院判例を援用したものであるが、結論的には当該事案における過失の存在をも否定している。そのほか、東京高判昭三五・六・一六下刑集二・五〥六・六八九は、道路交通取締法下の救護義務違反罪について過失犯の処罰を認めているが、当該事案では故意の存在を認定したものである。以上の積極判例は、その理由づけにおいて様々である。取り締りが必要を正面に掲げたもの、当該条項が当然に過失犯を含むとしたものがある一方で、個別的な事情を検討しているものもある。これは、最高裁が明確な基準を示さなかったことによるものであろう。しかし、重要なのは、前述のように、適用の結論がほぼ最高裁判例の必然的帰結ともいべきものの枠内に止まっているという事実である。

これに対して、過失犯処罰の趣旨を否定した事例も多く知られている。虚偽性の認識を欠いた事項の公表あるいは報告について、公選法違反に関する広島高判昭二九・四・二八高刑集七・三・四七三、労災法違反に関する大阪高判昭二九・五・三一高刑集七・五・七三五、覚せい剤であることを知らなかった所持罪に関する大阪高判昭三〇・一〇・一〇裁特二・二〇・一〇四一、廃棄禁止場所であることを知らなかった火薬類取締法違反に関する大阪高判昭三八・七・一九高刑集一六・六・四五五、食品の有害性を知らなかった食品衛生法違反に関する広島高判昭三七・五・三二高刑集一五・四・二六一、年令を錯誤した労基法違反に関する鹿児島家刑昭四一・四・二三家月一九・二・一五三、時刻の認識を誤った狩猟法違反に関する八日市簡判昭四七・一・二四刑月四・一・一七七があり、道路交通の關係で、自転車横断禁止標識の不知に関する大阪高判昭二八・四・二八判特二八・二一、追越禁止区域の不知に関する

東京高判昭三〇・四・一八高刑集八・三・三三五、速度制限の不知に関する田川簡判昭三四・七・三〇下刑集一・七・一七二五、無灯火であることの不知に関する大阪高判昭三一・一一・一五裁特三・二二・一〇九二、過失による危険運転に関する東京高判昭三五・一二・一四高刑集一三・九・六七二、公道での運転意思のない無免許運転に関する大阪地判昭四〇・四・三〇判夕一七六・二一〇、自動車を放置したことを忘却したガレージ法違反に関する大阪簡判昭四四・二・三判月一・二・一三一（ただし、控訴審である大阪高判昭四四・一二・二二判月一・一二・一一二四は故意を認めた）がある。

一方、学説をみると、行政法学の側からは広く過失犯処罰が認められる傾向にあり、とくに業者あるいは特別の地位にある者の義務違反については一般的にその旨主張される（美濃部・行政刑法概論一一頁、田中・行政法総論四一五頁）のに対して、刑法学では、より限定的に解する見解が段々と有力になって来たといえる。たとえば、小野博士は、過失処罰を認める手がかりとして、右の業者の義務違反であることのほか、違反行為が形式的な秩序違反であり、被害・危険から遠いこと、法定刑が科料・罰金の如く軽いことを挙げたが（小野・刑罰の本質について二四〇～三頁）、この見解は、適用の実際において、行政法学者の見解と異なるものではないであろう。これに対して、藤木博士は、行政庁の許可により利益を受ける私人の負担する形式的な作為義務違反に限定し（藤木・過失犯の理論三六九頁、同・行政刑法九〇頁は「一見して忘却犯を処罰する趣旨だと読みとれるようなごく限られた場合にするのが妥当」だと述べている）井上正治博士は、違反行為の刑事学的実態として故意犯がほとんど考えられないといった場合であることを要求した（判例評論五二号七頁）。他方、必ず明文上特別の規定がある場合でなければならぬと明言するのは木村博士のみであるが（木村・刑法総論七九頁）、解釈上の形式的根拠を要求する見解が最近

かなり有力であるといえる（植松・再訂刑法概論Ⅰ二四〇頁、平野・刑法総論Ⅰ七九頁、大塚・刑法概説総論一一四頁、内田・刑法Ⅰ五頁など）。おもうに、行政目的達成のための手段であっても、それが最も厳しい法的制裁としての刑罰である以上、刑法上の原則が適用されるべきことは当然であろう。そして、藤木博士のいうように、法解釈が単に立法の怠慢を救済するものではなく、立法の必要性・妥当性を直接に持ち込むべきものではないとすれば、最後に掲げた見解を妥当なものとしなければならない。戦後の判例や藤木・井上博士のように、忘却犯については明文のない過失処罰も許されるとする見解は、忘却犯というものが違反行為の事実的態様にすぎない点で疑問であり、また、ほとんどの法違反は過失で犯される場合の方がはるかに多いと考えられるので、十分な根拠を欠く。もっとも、行政刑罰法規は、道交法など少数の例外を除いて、それほど頻繁に適用されているわけではなく、過失処罰を認めることによる実際上の不都合もそれほど大きくないといえるかも知れない。また、形式犯等の軽微な違反行為について、認識を欠いたという弁解を覆すのは困難であり、あるいは、そのためには不相当に大きな労力を要するといった事情もあろう。しかし、翻って考えれば、制裁として刑罰を規定し、警察に始まる刑事司法機関にその運用を委ねることが行政目的の達成に有効・妥当なものであるかが問い直されるべきであろう。また、軽微な刑罰の広範な利用は、法の遵守を確保する手段として必ずしも賢明なものではない。それ故、刑事法の原則に従って、行政犯においても、過失犯の処罰には法規に現われた形式的根拠を要求すべきである。

以上のような判例・学説の状況からみて、本判決はどのように評価されるべきであろうか。まず本件では、油の排出という作為犯について明文のない過失処罰が認められたことに大きな特色があるといえる。この点は、最高裁判例の枠をはみ出したものともみられるのである。一方、この結論をもたらした理由づけのうち、立法者意思を掲げる点、

違反が過失によって生ずることが多いような場合には、それをも処罰しなければ取り締りの実効を期しがたいとする点は、ともに目新しいものではなく、旧来の批判を免れがたい。しかし、本判決の理由づけで注目されるのは、右の實質的理由のほか、解釈上の形式的根拠ともいふべきものが掲げられている点である。すなわち、海水油濁防止法は、五条一項において油の排出を禁止し、七条一項二号において不可抗力の場合の五条一項の不適用を定めているが、本判決はここから、本法は原因の如何、故意・過失を問わず油の排出を禁じたものだとするのである。本法の基礎となつた海水油濁防止条約一条一項が「排出とは、油又は油性混合物についていうときは、原因のいかんを問わず、すべての排棄又は流出をいう」と定めていたことも、同じく援用されている。もつとも、これらの定めは、禁止規定におけるものであつて、処罰規定そのものではないから、過失処罰を直接に結論づけるものとはいえない。本判決も、そのように考へて、前示のような實質的理由によつて結論を導いているのである。しかし、右のような規定の存在にはより大きな重点が置かれてもよかつたのではないかと思われる。五条一項の禁止が七条一項二号と結びついて過失による違反をもその対象に含んでいるとするならば、五条一項違反に対する処罰が過失犯にも及ぶとする解釈には条文上の根拠があるともいえるからである。これに対しては、行政法上の禁止はおよそ一般的に過失行為をも対象としており、処罰は刑罰規定によつて初めて創設されるのだから、後者のみをみて過失犯処罰の趣旨が読みとれなければ意味がない、という反論もありえよう。しかし、かりに、禁止規定が明示的に過失行為をも含む形で規定されており、その違反について処罰規定が置かれているなら、当然過失犯の処罰は否定できないであらう。本件の場合はいくらも明確ではないが、これに近いものではあると思われるのである。

とすれば、本判決は、作為犯について明文なき過失犯処罰を認めただけで、戦後においては異例なものであるだけで

なく、過失犯処罰に条文上の形式的根拠を要求する見解によってもその結論が是認されうると考えられる点でも、また特色あるものといえることができる。